

令和4年度第1回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和4年7月22日(金) 午後1時00分～午後3時00分

2 場所 名古屋市公館1階 レセプションホール

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 20名

出席委員数 17名

出席者氏名

(会長) 森川 高行

(委員) 伊藤 亘 小松 理佐子

杉原 尚子 田中 淳子

田宮 正道 服部 敦

秀島 栄三 松本 幸正

吉永 美香

金庭 宜雄 中村 満

松井 よしのり 塚本 つよし

田口 一登 田山 宏之

可児 賢司 (代理 新谷 遼)

(事務局幹事) 日下 雄介 横地 玉和

鈴木 英文 渡辺 伸二

清水 敏治 山本 功一

近藤 信幸 高橋 和治

松村 豊重

(書記) 倉知 正行

4 傍聴者の人数 3名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	[公開]
第2号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について(付議)	[公開]
第3号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について(付議)	[公開]
第4号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(付議)	[公開]
第5号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について(付議)	[公開]
第6号議案	名古屋都市計画道路の変更について(付議)	[公開]
第7号議案	名古屋都市計画公園の変更について(付議)	[公開]
第8号議案	名古屋都市計画緑地の変更について(付議)	[公開]

(2) 建築基準法案件

第9号議案	特殊建築物の敷地の位置について(付議)	[公開]
-------	---------------------	------

6 議事の概要

午後 1 時 00 分開始

幹 事 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年度第 1 回名古屋市都市計画審議会（都市計画）を開催いたします。本日はお暑い中ありがとうございます。私は名古屋市都市計画審議会事務局の幹事で、住宅都市局都市計画部都市計画課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

最初にご案内をさせていただきます。名古屋市では、10 月までエコスタイル運動を実施しております。事務局一同エコスタイルで出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場内ではマスクの着用をお願いしております。会場内は適宜換気のため扉の開閉などを行いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、委員の皆様のお手元でございます、タブレット端末に不具合が生じた場合は、お近くの職員にお声掛けください。

続きまして、会議の公開について確認いたします。本日の会議は、内容に非公開情報を含んでおりませんので、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づいて、公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、僭越ではございますが、事務局から、本日ご出席の委員の皆様を、お手元の名簿の順にご紹介させていただきます。まず、学識経験者の委員の皆様をご紹介します。

伊藤亘委員でございます。

小松理佐子委員でございます。

杉原尚子委員でございます。

田中淳子委員でございます。

田宮正道委員でございます。

服部敦委員でございます。

秀島栄三委員でございます。

松本幸正委員でございます。

森川高行委員でございます。

吉永美香委員でございます。

なお石川良文委員、田中豊委員、原田守博委員につきましては本日ご欠席でございます。

次に、市会議員の委員の皆様をご紹介します。

金庭宜雄委員でございます。

中村満委員でございます。

松井よしのり委員でございます。

塚本つよし委員でございます。

田口一登委員でございます。

田山宏之委員でございます。

続いて、臨時委員をご紹介します。本日は愛知県警察本部交通部長の可児賢司委員の代理で、交通規制課長の新谷遼様にご出席いただいております。よろ

しくお願いいたします。

最後になりましたが、事務局幹事をご紹介します。

住宅都市局長の日下でございます。

まちづくり調整監の横地でございます。

都市活性監の鈴木でございます。

都市計画部長の渡辺でございます。

防災・都市施策担当主幹の山本でございます。

街路計画課長の近藤でございます。

建築指導課長の高橋でございます。

みどりの用地担当主幹の松村でございます。

それでは事務局を代表して、日下住宅都市局長よりご挨拶申し上げます。

幹 事
(住宅都市局長)

皆様、この度7月より、前任の藤條の後任として、住宅都市局長として参りました日下と申します。よろしくお願い申し上げます。今回の都市計画審議会の開催にあたりまして、僭越ながら、冒頭に一言申し上げさせていただきたいと思えます。

まずは、委員の皆様におかれましては本日大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。まず、この新型コロナウイルスの状況について、まだまだ本当に気が抜けないと、大変大きな影響が生じているところでございます。そういった中で、皆様におかれましては日々、感染症対策、非常にご協力をいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして、御礼の方を申し上げます。

さて、今回、都市計画審議会の開催にあたりまして、本市におきましては、2026年のアジア競技大会、それからアジアパラ競技大会の開催、そして、その後のリニア中央新幹線の開通・開業を見据えまして、世界に冠たる“NAGOYA”の実現に向けて、積極的に様々な取り組みを進めさせていただいているところでございます。最近の事例で大変恐縮でございますけれども紹介させていただきますと、昨年度第1回の本審議会におきまして、特別用途地区等のご審議をいただきました愛知県の新体育館の起工式が、先日、7月7日に行われたところでございます。また、メインスタジアムでございます瑞穂公園陸上競技場の改築、また、メインの選手村となります名古屋競馬場の跡地の大会後の利用を踏まえた整備など、こういった取り組みも、まさに着実に進んできているところだと考えているところでございます。また、前回の本審議会におきまして、ご審議をいただきました都市再生特別地区などの案件、錦三丁目の25番地区についても、今後、ラグジュアリーホテルなどの複合文化・交流施設が設けられるということで、その起工式が先日6月13日に行われたところでございます。2026年8月の開業に向けて、今後整備が進んでいくところでございます。また同じ栄で、まさに工事最盛期の方を迎えております、中日ビルの建て替え工事、こちらにも2024年春には、超高層ビルとして生まれ替わるという状況でございます。

こういった前向きな様々な動きが起きているという状況ではございますが、一方で、昨今の原油、様々な物価高、そういった問題も、もちろん足元で起きてお

りますし、また、中長期的な大きな課題といたしまして、人口構造の変化、それから様々な災害、この激甚化、こういったことも本当に待ったなしの状況ということで大きな課題も抱えているところでございます。

まさにこういった社会経済情勢に対応したまちづくり、こういった課題にいかに対応していくか。こういった課題に対応しつつ、より魅力のある名古屋を実現していくために、この都市計画というのはまさに大きな重要な役割を果たしておりますし、私としても強く感じているところでございます。ぜひ、今後皆様のお力添えをいただきながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日ご審議いただく案件といたしましては、未着手の都市計画道路でございます八事天白溪線及び長期未整備公園緑地の東山公園の見直しについて、を始めといたします3つの案件でございます。長い時間でございますけれども、ご審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

幹 事 さて、本日は委員委嘱後の最初の審議会となりますのでまず会長を選任する必要がございます。特に規定はございませんが、会長が選任されるまでの間、行政経験者の委員である田宮委員に臨時議長をお願いしたいと思いがいかででしょうか。

委員一同 (異議なし)

幹 事 はい。それでは田宮委員に臨時議長をお願いしたいと思います。田宮委員、議長席へお移りください。

(田宮委員 席を移動)

幹 事 それでは田宮委員よりお願いいたします。
(都 市 計 画)

臨 時 議 長 それでは会長が選任されるまでの間、私が臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の定足数について、書記に報告を求めます。

書 記 定足数についてご報告申し上げます。本日の定数は、臨時委員を含めまして20名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は17名で半数以上となっております。したがって、本審議会は定足数を満たしております。以上、ご報告申し上げます。

臨 時 議 長 はい。お聞きいただきました通り、本日の会議は成立しております。それでは、議事に入らせていただきます。

(1)会長の選任でございます。名古屋市都市計画審議会条例では、会長は学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めるとされておりますが、選挙の方法については、名古屋市都市計画審議会運営要綱では、無記名投票によるほかに、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができるとされているところでございます。今回の選挙の方法ですが、特にご異議がなければ、指名推薦により会長を選任したいと思いますが、異議のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

臨時議長 特に異議のある方はみえないようでございますので、会長の選任方法は指名推薦とさせていただきます。

それでは、会長の指名を希望される方は挙手をいただけますでしょうか。

(秀島委員 挙手)

臨時議長 秀島委員をお願いします。

秀島委員 はい。森川委員を会長に指名したいと思います。

臨時議長 はい。秀島委員から森川委員を会長に指名されましたが、異議のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

臨時議長 特に異議のある方はみえないようでございますので、森川委員を会長に選任いたします。よろしくお願いいたします。

幹事 (都市計画) 田宮委員、臨時議長ありがとうございました。どうぞ元の席にお戻りください。

それでは、会長に選任されました森川委員に議長席へお移りいただき、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(森川委員 議長席へ移動)

会長 はい。ただいま議長にご指名いただきました名古屋大学の森川でございます。議長としては2期目ということになりますけれども、この期もですね、一生懸命やっていきたいと思いますので、皆様どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

幹事 どうもありがとうございました。

(都市計画) それではこれ以降は、条例の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは議長として議事を進めさせていただきます。

まず、議題の(2)の会長職務代理者の選任でございます。規定により会長に事故があった場合に、その職務を代理する委員をあらかじめ指名するというものがございます。代理者には先ほど臨時議長を務めていただいた田宮委員を指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。それでは田宮委員を会長職務代理者に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に本日の議事録署名者を決めたいと思います。議事録署名者は、毎回委員名簿の順番で、学識経験者と市会議員の方々から1名ずつお願いしているということでございます。そこで学識経験者の方につきましては伊藤委員に、市会議員の方につきましては金庭委員にお願いしたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

委員 (了承)

議長 よろしくお祈いします。

それでは審議に入ります。本日は、都市計画案件として第1号議案から第8号議案の8議案、それから(4)建築基準法案件として第9号議案の1議案を予定しております。これらの議事の進め方について事務局から提案がありますでしょうか。

幹事 (都市計画) 本日の議事進行についてご提案させていただきます。右上に案件概要と記載してございます資料をご覧ください。本日審議をお願いします案件は、1「未着手都市計画道路（八事天白溪線）及び長期未整備公園緑地（東山公園）の見直しについて」、2「長期未整備公園緑地（相生山緑地）の見直しについて」、3「特殊建築物の敷地の位置について」、以上3件でございます。このうち案件概要に記載されておりますとおり、案件1と案件2につきましては、複数の議案が相互に関連しておりますので、議案資料とは別に作成をいたしました説明資料に基づき、案件ごとに説明・ご審議をいただきまして、第1号議案から第8号議案について、一括して議決をお願いしたいと存じます。続きまして案件3について、説明、ご審議をいただきまして第9号議案についてご議決をお願いしたいと存じます。以上、本日の議事進行についてご提案をさせていただきました。

議長 はい。ありがとうございました。ただいまの事務局からの提案につきまして、円滑な議事進行のためこれを採用したいと思いますが、委員の皆様、ご異議はご

ざいますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。では、事務局の提案に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは案件1ですね、「未着手都市計画道路（八事天白溪線）及び長期未整備公園緑地（東山公園）の見直しについて」を議題とします。幹事から説明をお願いいたします。

幹事 (街路計画) はい。それでは、未着手都市計画道路（八事天白溪線）及び長期未整備公園緑地（東山公園）の見直しに関する案件についてご説明します。

本件に関連する議案は、第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」、第2号議案「名古屋都市計画特別用途地区の変更」、第3号議案「名古屋都市計画高度地区の変更」、第4号議案「名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更」、第5号議案「名古屋都市計画風致地区の変更」、第6号議案「名古屋都市計画道路の変更」及び第7号議案「名古屋都市計画公園の変更」の7議案でございますが、これらは相互に関係しておりますので一括してご説明します。議案資料としましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1計画書、1-2総括図、1-3計画図、特別用途地区に関するものとして資料番号2-1計画書、2-2総括図、2-3計画図、高度地区に関するものとして資料番号3-1計画書、3-2総括図、3-3計画図、防火地域及び準防火地域に関するものとして資料番号4-1計画書、4-2総括図、4-3計画図、風致地区に関するものとして資料番号5-1計画書、5-2総括図、5-3計画図、道路に関するものとして、資料番号6-1計画書、6-2総括図、6-3計画図、公園に関するものとして資料番号7-1計画書、7-2総括図、7-3計画図でございます。ご確認ください。

また当案件は、お手元のスライドを使用して順に説明させていただきます。説明の補足資料として、お手元に議案の内容を簡潔にまとめた説明資料、都市計画案の縦覧時の提出意見等をまとめた「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」、「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）（概要版）」及び、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）（概要版）」を配布しておりますので、ご確認ください。それでは以後、着座にて説明させていただきます。

はじめに、案件1の概要についてご説明します。本件は、スライドの黒丸で囲んだ箇所、未着手都市計画道路の八事天白溪線と長期未整備公園緑地の東山公園、並びにこれに関連する用途地域等の変更についてお諮りするものです。スライドには、現在の八事天白溪線と東山公園の区域をお示ししております。黄色が東山公園、緑色の線が八事天白溪線でございます。そのうちエリア南端、赤枠で囲っておりますのが、今回の都市計画の見直しを行う八事天白溪線周辺エリアです。

スライドにお示したとおり、八事天白溪線と東山公園の都市計画は、一部の

区域が接しており、都市計画道路の廃止に合わせた都市計画公園の境界の見直しも必要となるなど、相互に関連しておりますので、一括してご審議をお願いいたします。

今回の変更の前提でございますが、都市計画道路及び都市計画公園緑地は、社会情勢の変化を背景として、平成 29 年 3 月に未着手都市計画道路について、平成 30 年 3 月に長期未整備公園緑地について、それぞれ整備する箇所・しない箇所や、整備着手時期をとりまとめた整備プログラムを策定しております。今回の変更はこのプログラムで定めた方針に基づいて、一部区域の削除等を行うものです。

ここからは、道路と公園、それぞれの都市計画変更の内容について順にご説明させていただきます。

はじめに八事天白溪線の都市計画変更についてご説明いたします。八事天白溪線は起点の昭和区八事富士見から天白区元植田二丁目までの延長約 2,550m の都市計画道路でございます。

そのうち、天白区天白町大字八事字裏山から、天白区天白町大字八事字山田の約 990m が未着手となっております。

続いて現地の状況です。スライドの写真は、八事天白溪線の起点付近です。この写真の右側は東山公園テニスセンターとなっており、八事天白溪線は 2 車線、幅員 16m で整備済みとなっております。スライドの写真は、八事天白溪線の未着手区間です。一部歩道のない現道に沿って都市計画道路が計画されています。スライドの写真は八事天白溪線の終点付近です。こちらも起点付近と同様に 2 車線、幅員 16m で整備済みとなっており、沿線はマンションや戸建て住宅の並ぶ住宅地となっております。

ご覧いただいた通り、八事天白溪線のうち、スライドの図面に青色でお示ししている区間は、すでに整備がされ、一方、黄色でお示ししている区間は未着手区間を含んでいます。今回の都市計画変更では、青色の区間を補助幹線としての機能を果たしていることから、都市計画道路として残し、黄色の区間は、都市計画道路を廃止します。

それでは、八事天白溪線の廃止の理由についてご説明いたします。八事天白溪線は第 2 次整備プログラムにおいて「廃止候補路線」と位置付けており、プログラム上での評価・検証の内容についてご説明いたします。スライドにはお手元の「第 2 次整備プログラム（概要版）」3 ページと同じ内容を表示しております。見直しの手順としましては、整備効果の評価及び事業性の検証を行い、今後整備する路線としない路線に分けております。八事天白溪線の評価結果としましては、延長約 2.5km と距離が短く、広域的なネットワークを形成する路線ではなく、また、避難路や延焼遮断帯としての防災効果も低くなっております。交通安全面については、通学路でもなく、道路整備による安全性の向上は限定的となっております。以上のことから、総合的な整備効果は高くないと評価しました。また、事業性の検証についても、道路整備の有効性を高めるような関連事業などありませんでした。以上により、八事天白溪線を「廃止候補路線」として位置付けております。

スライドには、お手元の説明資料 1-2 ページの「参考図（その 1）」と同じ内容を表示しております。この内容について、概要図を用いてスライドで順番にご説明します。スライドの図面でお示ししている青色の矢印が現在の八事天白溪線です。八事天白溪線のうち、未着手区間を含む都市計画道路山手植田線から、植田線までの延長約 2,090m の赤色で示した区間を廃止いたします。これにより、八事天白溪線は四谷通隼人町線から山手植田線までの紫色で示した、整備済み区間のみとなります。そのため、終点を変更し、延長約 460m の都市計画道路となります。また、八事天白溪線の終点の変更に伴い、桃色の丸囲みで示した、八事天白溪線と山手植田線の交差箇所の構造事項を、立体交差から平面交差へ変更します。さらに、八事天白溪線の廃止区間のうち、高針大高線から植田線までの黄色で示した区間については、既に整備がされ、補助幹線として機能を果たしていることから、名称を元植田線とし、延長約 550m の新たな都市計画道路として追加決定します。以上が八事天白溪線の都市計画変更に関する内容となります。

続きまして、東山公園の都市計画変更についてご説明します。

はじめに、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム（第 2 次）」における都市計画の見直しの考え方についてご説明します。スライドには、お手元の概要版の 8 ページと同じ内容を表示しております。都市計画の見直しについては、5 つの基本方針に基づき行っております。スライドで赤枠を囲っておりますが、第 2 次の見直しでは、基本方針 5 の「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」につきまして、2) 縁辺部にあり、概ね 1ha 以上かつ 8 割以上宅地化している区域、3) 樹林型の公園緑地において、概ね 1ha 以上、かつ 50 年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域、4) 学校グラウンド、一団の墓地など、規模が大きく移転困難な施設、の新たな視点を加え、都市計画の見直し検討区域を抽出しております。また、5 つの基本方針に加えて、公園機能が十分に発揮されない区域や、他の都市計画施設との整合などの「配慮すべき事項」も考慮した上で、都市計画の見直しを検討しました。

それでは本件の内容についてご説明します。東山公園は昭和 22 年に都市計画決定された総合公園で、平成 30 年 3 月の第 2 次見直し方針の策定時は約 257.2ha を決定しておりました。東山公園には複数の削除検討区域があり、地元説明を実施した区域から順次、都市計画変更の手続きを進めております。これまで、赤色で着色した区域を削除する都市計画変更を行っており、現在の計画面積は、黄色で囲まれた区域の約 243.4ha となっております。今回は、黄緑色の線で囲った八事天白溪線周辺の区域の見直しについて、都市計画審議会にお諮りするものです。

スライドには説明資料 1-2 ページの(3)東山公園の都市計画変更を表示しておりますが、令和 3 年度に地元説明会を実施した東山公園について、一部区域の削除等を行うものでございます。宅地化の進行区域及び公園機能が発揮されない区域として削除を行うとともに、都市計画道路八事天白溪線の変更に伴う区域の追加を行います。変更後の東山公園の計画面積は、現状から約 14.5ha 減少し、約 228.9ha になります。スライドには説明資料 1-3 ページの参考図（その 2）を表示しております。赤で着色した部分が今回削除を行う区域となります。また、

スライドの中央より下にある斜線の部分が、都市計画道路の廃止に伴い、公園に追加する区域となります。

変更内容についてスライドでご説明いたします。スライドには航空写真を表示しておりますが、黄色で囲まれた区域が現在の都市計画公園です。赤の破線部分が今回、都市計画を変更する箇所であり、変更後は黄色で囲まれた区域となります。

都市計画公園の見直しにおいては、都市計画の見直しの基本方針1「樹林地の保全、文化財の尊重」において、現況でまとまりのある樹林地等については、計画をできる限り変更しないこととしております。そのため、ただいま、図に緑色で着色した区域については、まとまった樹林地があるとともに、市が公園整備のため先行して取得した土地が多い区域であることから、都市計画を維持する区域となっております。また、島状または区域に隣接してまとまった先行取得地がある場合についても、公園区域を維持することとしております。これに該当する黄色で着色した区域についても、都市計画を維持しております。なお、天白溪下池公園については、すでに供用されております。参考に、公園用地の先行取得の状況をスライドでお示ししております。緑色で着色した部分が先行取得地となります。ご覧の通り、都市計画を維持する黄色の区域の大部分は用地取得済みであり、取得していない土地については、一部住宅はありますが、概ね樹林地となっております。

続いて都市計画を見直す区域についてご説明します。ただいま、図に着色した箇所が、計画から削除する区域です。都市計画の見直しの基本方針5「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」のうち、「規模が大きく移転困難な施設」として、大学グラウンドと民間の墓地を削除するとともに、「縁辺部にあり、概ね1ha以上かつ、8割以上宅地化している区域」として削除します。また、スライド中央より下の赤で着色した2ヶ所につきましては、面積が狭小であり、高低差があることから、配慮すべき事項の「公園機能が十分に発揮できない区域」として削除します。

また、スライドの赤枠内の斜線でお示した区域が、都市計画道路八事天白溪線の廃止に伴い追加となりますので、その内容についてご説明します。スライドには追加区域を拡大した航空写真を表示しております。東山公園と八事天白溪線が接する部分につきましては、赤で示したように、計画線を境界としておりましたが、今回、道路の一部区域の廃止に伴い、現在の道路を境界とし、緑色で着色した部分を公園に追加します。以上が公園区域の具体的な変更内容となります。

最後に、用途地域等の都市計画変更についてご説明します。スライドには、説明資料1-4ページの参考図（その3）を表示しております。用途地域等の変更内容は、公園区域の用途地域等はそのままに、削除された公園区域の一部等について、周辺の用途地域の指定状況に合わせて変更するものです。スライドでお示ししている通り、黒枠で格子状に網かけした区域が今回公園を削除する区域でございます。赤枠で囲った①から④の部分が用途地域等の変更箇所、下段の前後対照表のとおり変更するものがございます。①の部分は、公園の削除区域のうち、沿道30mの部分について、「第1種低層住居専用地域」から「第1種住居

地域」に変更して、容積率 200%、建ぺい率 60%、20m 高度地区とし、準防火地域を指定します。②の部分は、公園の削除区域のうち、前面道路の対面と同様の土地利用が可能な区域について、「第 1 種低層住居専用地域」から、「第 2 種中高層住居専用地域」に変更して、容積率 200%、建ぺい率 60%、20m 高度地区とし、準防火地域及び文教地区を指定します。③の部分は、公園の削除区域である名城大学グラウンドに附属する敷地の部分について、「第 1 種住居地域」から「第 1 種低層住居専用地域」に変更して、容積率 50%、建ぺい率 30%、壁面後退 1.5m、10m 高度地区とし、第 1 種風致地区を指定します。④の部分は、都市計画道路八事天白溪線の一部区域の削除により、用途地域等の境界線を都市計画道路の中心線から、南側の現道の中心線へ変更することに伴い、「第 1 種住居地域」から「第 1 種低層住居専用地域」に変更して、容積率 50%、建ぺい率 30%、壁面後退 1.5m、10m 高度地区とします。以上が当案件の都市計画変更に関する内容となります。

本件につきまして議案ごとに、令和 4 年 5 月 13 日から 5 月 27 日まで、都市計画の案について縦覧を行ったところ、第 6 号議案の八事天白溪線については 6 通、第 7 号議案の東山公園については 13 通、第 5 号議案の風致地区については 1 通の意見書が提出されました。

それでは議案ごとに意見の要旨及び都市計画決定権者の見解について、スライドを用いて順番にご説明します。はじめに、第 6 号議案の八事天白溪線について主な内容を説明します。スライドには、「意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」の 1 ページと同じ内容を表示しております。赤枠で囲った箇所をご説明します。都市計画道路の変更に関しては、「八事天白溪線の一部区域の廃止に賛成する。今後早く都市計画変更の決定がなされることを希望する」というご意見をいただきました。このご意見に対する本市の見解としましては、「本審議会において可決されましたら、速やかに都市計画変更の手続きを進めてまいります」としてしております。

続いて、その他の要望事項についてご説明します。上から 3 つの項目は、すべて都市計画道路を廃止する区間のうち、下池公園北側の現況道路に関してのご意見です。1 つ目は、「下池公園北側の道路は幅が狭く、車同士のすれ違いや大型車、緊急車両の通行に支障があるため、都市計画変更後に 5m への拡幅整備を要望する」、2 つ目は、「下池公園北側の道路幅が広がると、通行車両が増えるため、現状の道路幅を維持し、修復が必要な箇所のみ対応して欲しい」、3 つ目は、「下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増え、通行速度が速くなる。5m または 6m 以内で整備して欲しい」というご意見をいただきました。下池公園北側の現道につきましては、現況の道路幅員が一部 4m 程度となっておりますが、地元の方々から、自動車がすれ違いできる程度の幅員への拡幅の要望が出ておりますので、本市の見解としましては、「下池公園北側道路につきましては、本市において検討し、地元の方々の意見を聞きながら調整して参ります」としてしております。また、その他のご意見として、「この地域には歩行者の安全が守られていない道路がある。スピード規制、注意喚起等、歩行者の交通安全対策が必要である」というご意見をいただき、このご意見に対する本市の見解としまして

は、「周辺道路の交通安全に関するご意見については、道路管理者や交通管理者へ申し伝えて参ります」としております。以上が第6号議案の八事天白溪線の内容になります。

続きまして、第7号議案の東山公園について、主な内容を説明します。スライドには「意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」の2ページと同じ内容を表示しております。都市計画の見直しの考え方に関して、「今後も住み続けたいと望む住民を立ち退かせてまで公園をつくる必要はなく、都市計画公園は廃止すべきである」というご意見をいただきました。このご意見に対する都市計画決定権者の見解としましては、「東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しており、自然豊かな環境が残された貴重なエリアとなっています。『長期末整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム（第2次）』に基づいて、都市計画を継続し、緑を保全してまいります。』」としております。次のご意見をご説明します。

「東山公園の計画変更について基本的な方向性は支持するが、削除区域と非削除区域の地域住民を分断することについては賛成できない。削除対象区域を現在の住宅地まで含めることにより、地域に樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、緑の豊かな地域に住み続けられるように要望する。」また、「公園の削除を希望する住民はすべて削除対象とし、安心して住み続けられるようにして欲しい。」というご意見をいただきました。これらのご意見に対する都市計画決定権者の見解としましては、「都市計画の見直しは、『長期末整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム（第2次）』に基づいて行っております。当該地区において、まとまりのある樹林地や公園整備のために市がすでに取得した土地が多く含まれる区域については、原則として公園計画を維持する考えです。なお、当該地区は、2038年以降の事業着手を予定しており、関係権利者の皆様の生活再建に配慮しながら整備を進めてまいります。』」としております。次のご意見をご説明します。「東山公園は山手植田線で分断され、公園としての一体性は失われている中で、市は削除されない区域を公園として残す理由を、公園機能を発揮するためにまとまった公園を整備する必要があると説明しているが、整合性がとれていない。」というご意見をいただきました。このご意見に対する都市計画決定権者の見解としましては、「東山公園は休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しています。公園は複数の都市計画道路を跨いでいますが、動植物園や運動施設など、ある程度まとまりのある区域で供用しています。当該地区についても、まとまりのある樹林地を中心に公園として整備してまいります。』」としております。

スライドには、「意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」の3ページと同じ内容を表示しております。緑地等の保全に関して、「公園整備がずっと先であれば、名古屋市の土地を含め、地域住民によって、自然環境を保全し、心豊かに過ごせる場所とすることができるようにしてほしい。」というご意見をいただきました。このご意見に対する都市計画決定権者の見解としましては、「当該地区は2038年度以降の事業着手を予定しており、それまでの間に、オアシスの森づくり事業（借地対応）を順次行ってまいります。当該地区の事業内容や時期などは

未定ですが、開始する際には説明会を開催し、ご意見を伺いながら検討してまいります」としております。

続いて生活への影響について、「公園から外され、固定資産税が増えると、これまでのような庭の管理が困難になり、安全・安心な生活が継続できなくなる。東山公園から外す案は単なる増税の手段となっているため、反対する。」というご意見をいただきました。このご意見に対する都市計画決定権者の見解としましては、「都市計画公園緑地の区域内の土地は、一定の建築制限がかかるため、固定資産税の算出の基礎となる土地の評価額を減価補正しておりますが、区域が削除されると、その対象から外れ、段階的に通常の評価額に戻るようになります」としております。以上が第7号議案の東山公園の内容になります。

続いて、第5号議案の風致地区について説明します。スライドには、「意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」の4ページと同じ内容を表示しております。

「東山公園は良好な自然的景観と居住環境が維持されている。これからの世代に良い環境をどのように残すかを考え、将来のための都市計画をすべきであり、風致地区の指定を外すことに反対する。」というご意見をいただきました。この意見に対する都市計画決定権者の見解としましては、「風致地区は、都市における良好な自然的景観を維持するために、特に必要とされる地区を指定しており、東山風致地区は、東山公園を中心とする区域を指定しています。東山公園から除外することとなる八事天白溪線廃止区間周辺の一部区域については、用途地域の変更に合わせて、風致地区の追加と削除を行います。これ以外の地域については風致地区の指定を継続してまいります。」としております。以上が、「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」でございます。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。それではご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではご説明のありました件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

 はい、委員お願いします。

委員 はい。この案件は、私、天白区の選出ですけれども、私自身も地域でも、議会でも、取り上げてきた問題なので、意見と、それからお尋ねをさせていただきたいと思います。

 まず、都市計画道路八事天白溪線についてですが、この廃止区間の周辺大部分は、天白溪地区と言われていまして、天白溪地区の3つの町内会が、道路が整備されると生活環境が損なわれるとして、町内会ぐるみで計画の廃止を求めて運動されてきました。今回の一部区間の計画の廃止は、住民の要望に沿うものでありまして、賛同いたします。

 次に、東山公園計画の見直しについてお尋ねをしたいと思います。今回の見直しの対象となっている地域では、住民の皆さんが、樹林地、緑地を残しながら、住み続けたいと、こういう声を上げて、これも町内会ぐるみで公園計画の見直し

を名古屋市に要望されてきました。今回の見直しは、こうした住民の要望に、基本的には応えたものでありまして、基本的には賛同します。基本的にと申し上げたのは、意見書でも意見が寄せられていますが、削除する区域と削除しない区域、地域の住民が分断をされると。この点は、やっぱり問題があるんじゃないかと思っているからです。去年12月、関係住民を対象にした地元説明会が開かれまして、私も傍聴させていただきました。そこでは、削除区域から外れた住民の方などから、一部の住民を泣き寝入りさせるのかとか、すべての住民が住み続けることができるような手法を検討して欲しい、などの意見が出されていました。それで、ちょっと先ほど説明されたこの画像でね、公園用地の取得状況の図を出して欲しいんですけど。これです。この黄色い線で囲ったところが今回、公園として残る地域ですが、左の方ですね、用地取得されてない、左の方のところに、家が数件ありますよね。これはもう、細い道を挟んですぐ南側、向かいは今回公園計画から削除されるんです。だから、向かいの家は計画削除されて、立ち退かなくてもいいのに、自分たちはいずれは立ち退かなければいけないと、これは納得できないというふうな思いを持たれるのも分かります。それから、ちょっと右の方の、家がポツポツあるところで、歯抜けで用地が買収されているところ。ここもね10軒ぐらい家が残ってるんですね。この区域っていうのは、東側の住宅地と一帯の区域でして、ここの住民の皆さんからも、同じ町内で同じように宅地化が進んでいるのに、私たちの区域だけ削除されないのは、どうしてかという疑問の声が上がってますけども、当然だと思うんです。ですから、基本的には今回、住宅地は宅地化されたところは公園計画から削除される。しかし、削除されない区域が、軒数で言うと10数軒残ってしまっているということなんですね。私はこの10数軒についても、ここまでやってんだからもうこの10数軒についても、公園計画から削除するべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長 はい。それでは事務局からお願いいたします。

幹事 (防災・都市施策) はい。防災・都市政策担当主幹の山本です。公園の考え方につきましては先ほどから説明をさせていただいておりますけども、まとまりのある樹林地であるとか、用地取得が進んでいる区域というのは、公園計画を維持したいということで、これを基本としております。ですので、こういったところについてはですね、将来、維持管理が難しくなる、あるいは、公園機能上支障となるような場合は削除区域とすることは考えていないということでございます。

委員 用地買収が進んでいる区域は、将来公園にするからということです。今回の見直しですけれども、公園として残るこの黄色い線を見ましても、かなりこのジグザグなんですね線引きが。都市計画ってのはある程度直線で区切ることが多いんですけど、今回非常にジグザグな線引きで都市計画を区切ると。どのような観点で線引きをしたのかということについて、私は以前、市議会の都市消防委員会で、お尋ねしたことがあります。その時、当局、今の渡辺都市計画部長ですけれ

ども、道路等の地形地物で切れる場合にはそこで区域を取っている。また地形地物がない区域、あるいはそこで切るのが不合理になるような場合については、筆単位での線引きということで検討していると答弁されました。ですから、今回削除しない区域についても、市が取得した土地と、私の宅地とを筆単位で区切ることはできないのでしょうか。一部、市が取得した土地の一部も削除区域に含まれるかもしれませんが、地域の一体性を維持するために、さらに細かく線引きするのはできないのでしょうか。

議長 はい、事務局からお願いします。

幹事 (防災・都市施策) はい。今、ご説明いただいたとおり、今回、第2次のプログラムと呼んでますが、こちら平成30年3月に策定させていただいたわけですが、第1次に比べましてですね、宅地化が進行している区域を中心に、よりきめ細かく、区域設定、区域の見直しというのを行わせていただきました。具体的には先ほどおっしゃられたとおり、公園緑地としての機能ですとか、維持管理の観点から、道路等の地形地物で区域を設定することを基本としながら、地形地物がないとか、そういったやむを得ない場合には、土地利用の状況を踏まえて、支障のない範囲で筆単位、筆界で区域設定をさせていただいております。ですので先ほども申し上げましたが、将来、維持管理が難しくなるとか、あるいは公園機能上支障となるような筆での設定というのは、行うことはないということでご理解賜りたいと存じます。

委員 その今の説明がなかなか、削除区域から外れる住民の方の、中には仕方ないなって方もいますけどね、頑強に削除して欲しいとおっしゃる方はなかなか今の説明ではね、納得がいかないんですよ。それで先ほど、「意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」、これも資料で出していただけてますが、2ページちょっと出してもらえませんか。2ページの、はい、ここですね。ここでやっぱり先ほど申し上げたように地域住民が分断されるということで、削除を希望する住民をすべて削除対象として欲しいと、こういう意見が出てます。それに対する本市の見解ですけども、真ん中辺ですが、公園整備のために市がすでに取得した土地が多く含まれている区域については、原則として、公園計画を維持する考えですと、ここでも原則としてっていうふうに、言われてるんですよ。原則ですから、例外もありうると思います。今回の見直しで、削除区域から外れた区域については、今後、将来ですよ。例外として、公園計画から削除することも、検討する余地があるんじゃないでしょうか。この区域というのが、別の意見に対する、本市の見解の中でも出てきますけど、2038年度以降の事業着手ですから、今から16年後、実際にはね、もっと遅れるでしょう、今、他でも、相生山緑地も用地買収始まったばかりだし、お金のこともありますから、20年、あるいは30年先になるかもしれません。今回の見直しでは、削除区域から外れる10数軒についても、事業着手までは相当な期間がありますので、それまでには、さらなる見直しということで、公園計画から削除されることが、ないとは言えないと思うん

です。つまり今回の見直しが東山公園計画の最終形ではないと。将来的にはさらなる見直しも、ありうると思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長 はい、事務局からお願いいたします。

幹事 (防災・都市施策) はい。繰り返しの説明になってしまいますけども、現在、この見直し方針とプログラムに沿って、各地で説明会等を進めて、順次、都市計画手続きを進めさせていただいておるところでありまして、現時点では都市計画について、さらに見直すというようなことは考えてございません。ただ一般論として言いますれば、仮に今後ですね、社会経済情勢が大きく変化するとか、そういった時にはですね、その時々で状況を見ながら、見直しの必要性の検討については、適切に判断していくという考えでございます。以上でございます。

議長 はいどうぞ。

委員 今回、削除区域から外れる住民の方々も、事業着手までは、立ち退きということになりませんので、今まで通り、16年あるいはもっと長く住み続けることができるわけです。その間に、社会経済情勢が大きく変化する可能性もあるわけですね。私はもちろんね、全部、さっきの地図で言うと、山手植田線から南の方を全部公園から外せと言うつもりは全くありません。やっぱり樹林地、緑地は残さなきゃいけない。だけど、もうちょっと細かく何とかならないかってことを言ってるんですけど、そういった検討をする必要が出てくるかもしれません。ですから、再度の見直しが迫られた場合には、今回、削除されない10数軒についても、削除検討をすべきだと思います。樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、住み続けられるようにしていただきたいと。以上の意見を申し上げて、この案件には、賛意を表明しておきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
他にご意見・ご質問ございますでしょうか。
はい。お願いします。

委員 はい。都市計画道路の廃止ということになりますが、地図で言うと6-8になるんでしょうかね。中ほどに、天白溪の下池公園があります。そこから東へ、ずっと廃止の議案が提案されております。下池公園からこの東、20m、30mの区間は、現道8mぐらいの幅員がありますが、それから東側へ行きますと、完成の16mになっておりますんで、廃止には賛成なんですけど、ここの区間は歩道も無いということがありますし、バス路線でもあるということで、歩行者等の安全の確保も今後課題になるのかなと考えておりますんで、そこら辺、課題が残るので、ちょうど出ましたね、左側が下池公園、真ん中の左ちょっと下から右上に行くところになるのかなと思います。ここの区間も廃止ということで、ここの区間が8mですね。そこから東に行くところはもう完成していると。途中から狭くなる

というようなところで、計画が廃止をされるということでもありますので、歩道が今まであったところがなくなるということがありますので、今後ですね、課題が残るかと思いますが、十分安全確保になるようなことも考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
どうぞ事務局の方から。

幹事 (街路計画) 街路計画課長でございます。
本案件、都市計画道路ネットワークの観点からこの区間は廃止ということしておりますが、委員ご指摘の区間につきましては、南側につきまして、こちらの土地区画整理組合の方で道路の方を整備して、でき上がっております。北側が公園区域の境でございますが、このあたりが区画整理の地域外ということで、ご指摘の区間は約 60m ほど、非常に幅員が狭くなっているというご意見だということで、お伺いいたしました。現状としましては、車道 2 車線の整備はされておりますが、一定の自動車走行空間は確保されているものの歩道の整備がされていないということで、本市としましては歩行者の安全には課題があるということで認識しております。そのため、今後も引き続き、地域の声も踏まえつつ、必要な安全対策については現地の道路管理者等と調整してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。
他に、ご質問・ご意見ございますか。はい。委員、お願いします。

委員 案件については、賛成ということですが、意見として 1 点申し上げておきたいと思います。意見書が出ているわけですが、この都市計画道路廃止後のですね、現道の整備方針について、まだ定まっていないということのようです。以前にも、東山公園の部分削除に係る案件で、都市計画廃止後のまちづくりの方針が未定のままというか、まだ地元でうまくまとまらないまま、とりあえず、都市計画、公園とか道路の都市計画だけの変更するという形で手続きが進めてこられて、審議会に上程されたことがあるかと思います。それについてはこの場でも意見を、その時にも言わせていただいたところでもありますけれども、やっぱり都市計画が変更されてしまうとですね、行政側はもちろん、地元のエネルギーも弱くなるのは避けられないということで、この先、その地元で調整が整うのに何年かかるか分からなくなるようなケースも、出てくるのではないかなと、そういうことが容易に想像されるわけであります。都市計画を決定し、何十年も維持をしてきた行政の責任としてですね、地元はいろいろおっしゃると思いますが、都市計画の足抜的な変更はやっぱり避けて、きっちりと将来のまちづくりの方向性を定めた上で、最終的な後付けとして都市計画の変更があるというぐらいのスタンスでもって、今後都市計画行政を進めていただくということを要望しておきたいと思います。以上です。

議長 はい。ご意見ありがとうございました。
何か事務局からございますでしょうか。
はい。お願いします。

幹事 (街路計画) 委員ご指摘のとおりですね、本市としましても地域課題解決の目途がついた段階で、都市計画変更の手続きを行うことが望ましいというふうには考えておったところでございますが、これまで何度も地元の方と調整を進めてまいったところ、地元の方からもですね、現道の拡幅についての検討は継続した上で、地域の総意として都市計画道路の廃止を早期に実現して欲しいという、こういった強い要望がございました。また我々としましても、長期にわたり建築制限をかけ続けており、第2次整備プログラムにおいても廃止候補路線として位置付けた以上、早期にですね、都市計画道路の廃止を行い、権利者の負担を軽減する必要があると考えたため、今回、都市計画道路の廃止を先行して行うという判断をしたところでございます。しかしながら、都市計画変更後に残る課題の解決が長期化する可能性は否定できませんので、委員のご指摘のとおり、地域の将来的なまちづくりのあり方についてきちんと整理した上でですね、都市計画手続きに入ることを意識して今後も取り組んでまいりたいと考えております。今回の下池公園北の道路につきましては、今後も本市の方が間に入って、地元の方々の意見を十分にお聞きし、できる限り早く意見がまとまるよう調整を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 よろしいでしょうか。
他にご意見・ご質問ございますでしょうか。はい。委員お願いします。

委員 はい。少し補足説明をお願いしたいと思っておりますが、今回の都計道の廃止ということですが、都市計画道路、ネットワークとして、やはりきっちり構成されるというのが大事だと思っておりますが、ここがネットワークから欠けても問題ないところを補足的に説明いただければと。現在の交通状況、あるいは将来の交通状況において問題ないんだという、ガイドラインに沿って出していただいているのでちゃんと確認していただいていると思いますが、今回ご説明なかったのですみませんお願いしたいと思います。それからもう1点ですが同じように公園の方なんですけど、今回、用地買収が済んだところは残すということだったんですが、都市計画的にここを残す意義というものの、あるいは将来の公園としてどういう公園の整備が考えられるのか、その辺の補足説明をお願いできればと思います。

議長 はい。ありがとうございます。では事務局からお願いいたします。

幹事 (街路計画) はい。まず八事天白溪線の廃止につきまして、ネットワークという意味での形成する路線ではないということでもまず廃止をしたということでございます。これ

だけではなくてですね、いろんな指標がある定量的評価としましては、都心機能、交流機能、それから自動車交通の円滑化、防災、交通安全という評価項目でもってですね、こちらの方の道路を検証してきた結果でございます。もう一方でですね定量的評価としまして、こちらの八事天白溪線につきましては、関連事業等の連携とかですね、事業規模に対する道路整備の有効性とか、それから道路整備に対する熟度等の3項目について検討しまして、ネットワークも含めてこの道路についての有効性が非常に低いという判断でもって、今回は廃止という決定をしたということでございます。

議長 では公園の方、よろしくお願いします。

幹事
(防災・都市施策) はい。まず、公園の都市計画の意義についてお尋ねをいただきました。こちらにつきましては平成20年3月に第1次の方針を策定させていただいたわけですが、その後、公園緑地を取り巻く状況の変化によりまして、長期未整備公園緑地の整備の見込みが立たない中で、事業化を前提とした建築制限をかけ続けていることを踏まえまして、都市計画の見直しを行ったものでございます。見直しに当たりましては、選択と集中によりまして、公園緑地の効率的・効果的な整備を進めていくためには、整備にかかる事業費ですとか、時間のほか、公園機能、公園緑地の機能面への影響も考慮して検討をしたところでございます。また、宅地化の進行区域につきましては、公園緑地として整備するために多くの時間や財政負担がかかることも考慮の上で、都市計画として指定し続ける必要性を検討し、公園機能に支障のないことを確認した上で区域の削除等を行うことにしたところでございます。

幹事
(みどりの用地) はい。みどりの用地の担当主幹の松村です。よろしくお願いいたします。整備につきましてご質問いただきました。こちらの公園につきましては、樹林型の公園として、大規模な面的整備ではなくて、園路・散策路など、自然に親しむために必要な施設の設置にとどまるものと考えております。具体的な整備内容につきましては、事業に着手する段階で各公園の状況等、特色を生かした計画を考えていきたいと考えております。

議長 はい、委員、お願いします。

委員 はい。現地現物の結果こうなってるんでやむを得ないと思ってますが、この残るところですね。都市計画ですので、本来はこの将来こういう形の公園として整備して、そして地域の方々に使っていただくとか、あるいは、よそから来ていただくと、そのためにはここが公園であるべきだ。だからここを残しますという説明が欲しかったんですが、今のお話ですと、どう使うかってのは、またその時その時で考えるってことに聞こえたんですが、そういうわけではないということでもよろしいですけどどうなんですかね。要はこうやって残っているこの形、それからこれで残ってるのが、これが果たして都市計画的に妥当なんだろうかと言

われると判断に困ってしまいますね。それは実は、都市計画的に見てここにこのような形で残したのは理由がありますよ、という説明をいただけるとありがたいという意味です。極端なことを言うと、いびつな形のところは、都市計画公園ではない形での樹林地みたいな緑としての保全という手法もあると思うんですよ。でもこれ都市計画公園として残すという、その妥当性をご説明いただきたいということ。

幹 事 (みどりの用地) 整備の考え方からいきますと、緑を残していくという考え方のもとに、一般的な公園とは違うかたちで整備していきたいと考えております。

委 員 もちろんそうなんですが、何て言うのかな、先ほどからも質問ありましたが、何でこういう形なんだとか、あるいはもう、もう少し整形したような形で、将来の緑地としてこの範囲を残していこうとか、そういうのが、本来はあってもいいのかなと思ったんですが、そういうご説明がなかったんで、都市計画として妥当かと言われると判断に困るという意味でございます。意見ということで結構です。

議 長 それはおそらく誰しも思ってることだと思いますね。はい。ご意見として。どうぞ事務局から。

幹 事 (防災・都市施策) ご意見ということですが、今はちょっと部分的なところになってますが、私どもとしては東山公園全体をどう守っていくかということの中で、できるだけ一体的なまとまりのある緑を残したいというところですね、形、これから測量すればきちっと出てくるんですけど、地籍図を元に作っているものですからちょっとガタガタというところもありますけど、こちらの、ひとかたまりも 2,500 m²以上あるような大きな塊ですので、そういったものを残すという意味で、都市計画としても必要だということで考えているところでございます。

委 員 はい。こういうことですかね。本来はやっぱり一体的に残したい、ここは都市計画的には緑地として残したい、とはいえ、実際に現地現物を見ると開発も進んでいく中で、残せるだけは残すというそういう方針でこのような形になったということですかね。そうしましたら、ここの残ったところの活用といいますか、ちゃんと緑地としての整備というのを、将来に向けてしっかりと検討いただければと思っております。はい。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。ご意見として、承りたいと思います。
他にございますでしょうか。
よろしいですか。はい。それでは案件 1 については、以上とさせていただきます。
続きまして、案件 2 ですね。「長期未整備公園緑地（相生山緑地）の見直しについて」を議題とします。幹事からご説明をお願いいたします。

幹 事
(防災・都市施策)

それでは、長期未整備公園緑地（相生山緑地）の見直しに関する案件についてご説明します。

本件に関連する議案は、第 1 号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」、第 3 号議案「名古屋都市計画高度地区の変更」、第 4 号議案「名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更」、第 5 号議案「名古屋都市計画風致地区の変更」、及び第 8 号議案「名古屋都市計画緑地の変更」の 5 議案でございますが、これらは相互に関連しておりますので、一括してご説明します。議案資料としましては、用途地域に関するものとして、資料番号 1-1 の計画書、1-2 の総括図、1-4 の計画図、高度地区に関するものとして、資料番号 3-1 の計画書、3-2 の総括図、3-4 の計画図、防火地域及び準防火地域に関するものとして、資料番号 4-1 の計画書、4-2 の総括図、4-4 の計画図、風致地区に関するものとして、資料番号 5-1 の計画書、5-2 の総括図、5-4 の計画図、緑地に関するものとして、資料番号 8-1 の計画書、8-2 の総括図、8-3 の計画図でございます。ご確認ください。

また、当案件は、お手元のスライドを使用して順に説明させていただきます。説明の補足資料として、議案の内容を簡潔にまとめた説明資料、都市計画案の縦覧時の提出意見等をまとめた「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」、及び「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）（概要版）」を配布しておりますので、ご確認ください。それでは以後は着座にて説明させていただきます。

はじめに、相生山緑地の都市計画変更についてご説明します。相生山緑地は、案件 1 の東山公園と同様、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針（第 2 次）」に基づき、都市計画変更を行うもので、図中で丸囲いをした箇所にあります。

相生山緑地の概要についてご説明します。相生山緑地は、昭和 15 年に当初の都市計画決定が行われており、現在の計画面積は、黄色の線で囲まれた約 123.7ha となっております。スライドには説明資料 2-1 ページの、(2)「相生山緑地の都市計画変更」を表示しておりますが、本件は、令和 3 年度に地元説明会を実施した相生山緑地について、一部区域の削除を行うものでございます。宅地化の進行区域の削除を行い、変更後の相生山緑地の計画面積は、現状から約 3.6ha 減少し、約 120.1ha になります。

スライドには説明資料 2-2 ページの参考図（その 1）を表示しております。赤で着色した部分について、都市計画の見直しの基本方針 5「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」のうち、「縁辺部にあり、概ね 1ha 以上かつ 8 割以上宅地化している区域」として削除します。参考となりますが、スライドには航空写真を表示しております。黄色で囲まれた区域が、現在の都市計画緑地区域です。今回の変更により、都市計画緑地は黄色で囲まれた区域に変更になります。以上が、相生山緑地の都市計画変更に関する内容となります。

次に、用途地域等の都市計画変更についてご説明します。スライドには、説明資料 2-3 ページの参考図（その 2）を表示しております。用途地域の変更内容

は、緑地区域の用途地域等はそのままに、削除された緑地区域の一部について、周辺の用途地域の指定状況に合わせて変更するものです。スライドでお示している通り、黒枠で格子状に網掛けした区域が、今回、緑地を削除する区域でございます。赤枠で囲った①及び②の部分が用途地域等の変更箇所、変更する内容は、下段の前後対照表の通りでございます。①の部分は、緑地の削除区域のうち、沿道土地利用が可能な区域について、沿道 30m の部分を上限に、「第 1 種低層住居専用地域」から「準住居地域」に変更し、容積率 300%、建ぺい率 60%、45m 高度地区とし、準防火地域に指定します。②の部分についても、緑地の削除区域のうち、沿道 20m の部分について、隣接する区域と同様に、「第 1 種低層住居専用地域」から「第 2 種中高層住居専用地域」に変更し、容積率 150%、建ぺい率 60%、20m 高度地区とし、準防火地域に指定します。以上が、用途地域等の都市計画変更に関する内容となります。

なお、本件につきまして、議案ごとに、令和 4 年 5 月 13 日から 5 月 27 日まで、都市計画の案について縦覧を行ったところ、相生山緑地について、1 通の意見書が提出されました。

第 8 号議案の相生山緑地についてご説明します。スライドには、「意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」の 1 ページと同じ内容を表示しております。「相生山緑地のオアシスの森区域は、すでに市民に利用されている状況を踏まえ、早急に事業化し、他の公園緑地に先行して用地買収を行うこと。早急に事業化ができない場合は、市有地を民間に貸し付ける場合の基準に準じた価格で借地すること。これらが不可の場合は、都市計画緑地の区域から削除すること。」というご意見をいただきました。このご意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「当該地区は、2038 年度以降の事業着手を予定しており、それまでの間に、オアシスの森づくり事業（借地対応）を順次行ってまいります。オアシスの森づくり事業における借地は使用貸借契約となっており、無償による公共への使用に対し、固定資産税等の非課税措置や報償金、市による現地管理などによって、所有者の負担軽減を図っております。なお、相生山緑地は、自然豊かな環境が残された貴重なエリアとなっており、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」に基づいて都市計画を継続し、緑を保全してまいります。」としております。以上が、「意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解」でございます。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行った後、都市計画変更を行うこととなります。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではただいまご説明のありました件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

はい。それでは案件 1 及び 2 に関して採決を行いたいと思います。案件 1 につきましてはたくさんご意見をいただきましたが、ご異議があるというようなご発言はなかったと思いますがよろしいでしょうか。

それでは案件 1 及び 2 に関わる第 1 号議案から第 8 号議案についてお諮りします。これらの議案について、原案通り可決してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。それでは原案通り可決いたします。

それでは続きまして案件 3 「特殊建築物の敷地の位置について」、及びこれに関わる第 9 号議案を議題といたします。幹事からご説明をよろしくをお願いします。

幹事 (建築指導) 建築指導課長でございます。よろしくお願いします。

本件に関連する議案は、第 9 号議案「特殊建築物の敷地の位置について」です。議案資料としましては、資料番号 9-1 議案書、9-2 総括図、9-3 付近状況図、9-4、計画図、9-5 搬出入経路図でございます。ご確認ください。

また、当案件は、お手元のスライドを使用して、順に説明させていただきます。説明の補足資料として、議案の内容を簡潔にまとめた説明資料を配布しておりますので、適宜ご覧ください。それでは以後、着座にて説明をさせていただきます。

本件は、過去に建築基準法第 51 条ただし書許可を受けた一般廃棄物処理施設について、この度、処理能力の増加を計画していることから、再度ご審議いただくものでございます。

具体的内容の説明に入ります前に、今回お諮りしております特殊建築物の敷地の位置について、制度概要を簡単にご説明申し上げます。お手元のスライドをご覧ください。はじめに、特殊建築物とは、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設などがございます。これらの特殊建築物については、都市の中にはなくてはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるものであるため、設置者が国や地方公共団体等である場合、原則として、その敷地の位置を都市計画決定したものに限り、新築または増築を認めるとされておりますが、一方で、民間施設などの場合は、①特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、②一定の規模の範囲内において、新築または増築等をする場合は、この限りではないとされております。また、許可を受けた処理能力の 1.5 倍を超える場合は、再度、許可が必要となっております。

今回お諮りする施設は、中部リサイクル株式会社が、港区昭和町に現に所有する民間施設の一般廃棄物処理施設で、敷地面積は 44,208.25 m²でございます。本施設は平成 12 年に許可を受け、許可時の処理能力である 1 日当たり 45 トンに対し、1.5 倍を超える 1 日当たり 81.5 トンの処理能力を計画していることから、再度許可を必要とするものでございます。一般廃棄物の処理としましては、ばいじん、焼却灰、ガラスくずを加熱し、炉などで溶かす行為、一般的に熔融と申しますが、その熔融に係る処理能力を増加しようとするもので、原料となるば

いじんや焼却灰などは、本市をはじめ、他の自治体から出る廃棄物の焼却時に発生するもので、溶融処理をすることによって、道路や港湾工事などで利用される還元石などのリサイクル素材へ再生しています。

続きまして申請の敷地についてご説明いたします。敷地は市の南部に位置しており、名古屋高速4号東海線船見料金所から北へ約0.6kmの位置にある、ご覧の赤枠で囲まれた区域でございます。用途地域は、工業専用地域に指定されております。申請地周辺は、主に工業施設、供給処理施設などの土地利用がなされております。

続きまして、申請敷地内の施設配置についてご説明いたします。申請敷地内の建築物は、事務所棟をはじめ、灰色で示した15棟でございます。申請敷地南側の出入口より、第1原料置場へ原料を搬入し、5号炉建屋及び第1溶解槽建屋にて選別及び乾燥の前処理を行い、7号炉建屋にて溶融処理されております。今回申請の計画においては、電気溶融炉に対する供給電力を増加することなどにより、既存施設のまま処理能力を増加するもので、増築等の建築行為はございません。また敷地内の緑化については、緑化率20%以上を維持する計画となっております。

スライドでは、敷地北側から南方向を撮影した写真を表示しております。写真右側が事務所棟、その奥が溶融施設となっております。前面道路の幅員は18mでございます。こちらは敷地南側から北方向に撮影した搬出入口の写真です。前面道路の幅員は15mでございます。

周辺環境への影響につきましては、想定される大気汚染、臭気、騒音、振動について、生活環境影響調査等を行っております。大気汚染につきましては、二酸化硫黄以下、ご覧の項目につきまして、処理能力増加後の予測値に対し、すべて環境保全目標を下回る結果となっております。臭気につきましても、アンモニア以下、ご覧の項目につきまして、処理能力増加後の予測値に対し、すべて環境保全目標を下回る結果となっております。騒音につきましては、処理能力増加に伴う設備機器の増加などがなく、騒音が大きくなる要因がないことから、現状の騒音値を敷地の各辺において計測しており、最大値を赤字で記載しております。いずれも規制値を下回る結果となっております。振動につきましても、騒音と同様に、現状の振動値を敷地各辺において計測し、いずれも規制値を下回る結果となっております。

続きまして、搬出入計画についてご説明します。現状の搬出入の車両台数は、大型トラックで1日22台ですが、処理能力増加後の1日の車両台数は、搬入が26台、搬出が14台であり、合計で最大40台でございます。また搬出入の時間帯は、平日の午前8時から午後5時となっております。搬出入の経路につきましては、申請地北側及び東側の名四国道を通る経路、申請地南側の名古屋高速4号東海線船見料金所を通る経路、3経路ございますが、交通量調査の結果に基づき検討しており、交通上の支障がないと考えております。

以上により、当該計画は都市計画上支障が無いと考えております。

なお、建築基準法第51条ただし書許可に際しまして、敷地の周囲30m以内にある土地、建物の所有者及び居住者に対して、事前に計画内容等を説明し、反

対の意見は無かったと伺っております。それではご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではただいまご説明のありました件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。
 はい。委員、お願いします。

委員 1点だけ確認させてください。もう説明会もされて特に問題もないってことだったので、よろしいかと思いますが、一応現状で、この操業によって何か問題等々が発生してないのかどうかだけ補足いただけますでしょうか。

幹事
(建築指導) はい。現状操業されておりますが、特段問題はないと聞いております。

議長 はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
 特にございませんでしょうか。
 それでは特に本議案につきまして異議のある旨のご発言はございませんでしたので、第9号議案につきまして都市計画上支障のないものとして決議してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。それでは、原案を都市計画上支障のないものとして認めることといたします。
 それでは本日の案件は以上でございます。熱心なご議論どうもありがとうございます。これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきますので、事務局に司会進行をお返しいたします。

幹事
(都市計画) 本日は長時間にわたりまして活発なご議論、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。それではこれをもちまして令和4年度第1回名古屋市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時00分 閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について	全員可決
第2号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について	全員可決
第3号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について	全員可決
第4号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について	全員可決
第5号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について	全員可決
第6号議案	名古屋都市計画道路の変更について	全員可決
第7号議案	名古屋都市計画公園の変更について	全員可決
第8号議案	名古屋都市計画緑地の変更について	全員可決

(2) 建築基準法案件

第9号議案	特殊建築物の敷地の位置について	全員可決
-------	-----------------	------